

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景・趣旨

台東区では、平成8年に「台東区障害者福祉計画」を策定して以来、ノーマライゼーションの理念の下で計画的に施策を展開し、誰もが安心して暮らし続けていける地域社会の実現を目指してきました。

この間、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化してきました。平成12年には社会福祉基礎構造改革が実施され、今後、増大多様化する福祉サービスへのニーズに対応していくために、必要な見直しが行われました。それまでは、措置制度により福祉サービスの支給を決定しておりましたが、利用者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者と対等な関係で契約を結び、サービスを利用していく制度へと大きな制度転換が図られました。

こうして、障害福祉の分野に導入された新たなサービス利用制度が「支援費制度」であり、平成15年度から実施されました。支援費制度は、従来の制度に代わる画期的な制度として実施されましたが、一方では、サービス利用が急増していく中で費用も増加し、その後、さらに増大が見込まれたサービス需要に、現状のままでは制度を維持していくことが困難な状況となりました。

そうした中で、平成16年には「障害者保健福祉のグランドデザイン」が厚生労働省によりまとめられ、3つの障害に対するサービスの一元化、サービス利用のための基準の明確化や利用者負担と国、地方自治体の財源確保など、障害者保健福祉施策の重点課題が示され、障害者自立支援法制定への道筋となってきました。

台東区では、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴って急激に変化した利用者負担に対応するため、区独自の利用者負担軽減策を実施するなど、サービス利用水準の低下を招くことがないように努めてきました。また、グループホームの整備など居住環境の整備や、子育て世帯に対する支援などにも力を注いできました。

しかし、誰もが安心して暮らしていくには、様々な課題が存在しています。こうした課題に対処していくために、地域の関係者が協議を行う場として「台東区自立支援協議会」を設置しています。

台東区は、こうした協議会での協議や日頃からの区民の声を受け止め、「台東区障害者福祉施策推進協議会」のご意見も伺いながら、施策に反映させてきました。

この計画は、こうした意見を踏まえ、現状における課題を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的に施策を推進していくために、これまでの「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」や「障害福祉計画（第1期）」を見直し、策定するものです。

措置制度：行政がサービスの内容や提供する事業者を決定する制度。

支援費制度：障害のある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係で契約しサービスを利用する制度。

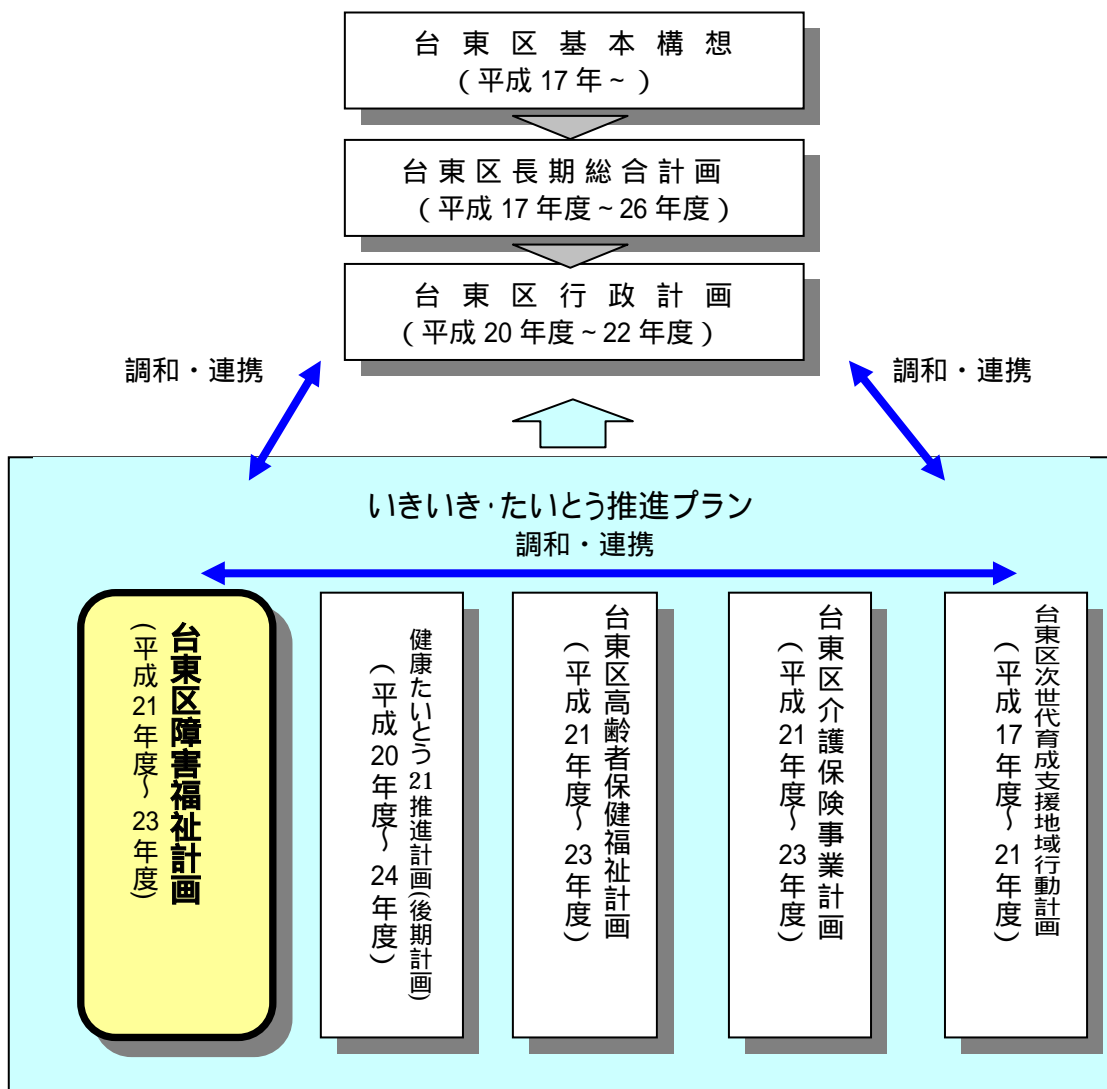
## 2. 計画の性格

### (1) 法的位置付け

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法で定める「市町村障害福祉計画」(第2期)に相当し、両計画を一体的なものとして策定します。

### (2) 各種計画との関係

本計画は、「台東区長期総合計画」を踏まえ、また「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。



## いきいき・たいとう推進プラン

保健・医療・福祉の分野での事業展開における基本的な考え方と位置づけ、個別の事業計画を連携させるための「総合的な計画」

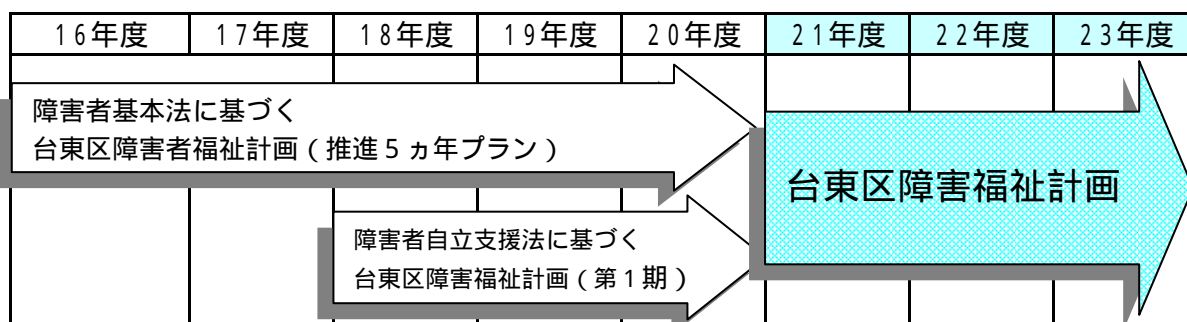
プランの基本理念は、すべての区民が、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと「その人らしく」暮らしていくことができるように「健康長寿」と「生活の質（QOL：Quality of Life）の向上」の実現を目指すことである。

この基本理念を実現するためには、区民・地域・区のそれぞれの取組みが相互に連携していくことが必要である。

特に下町台東区らしく「地域の力」を高めることにより、地域社会全体で支え合う「共助」を伸ばすしくみづくりを進めていくことが重要である。

### 3. 計画期間

計画期間は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画にかかる国の「指針」に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。



#### 4. 計画の推進体制について

台東区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、区における障害者および障害者福祉に関して、広く区民や関係者等の意見を反映させてきました。

推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者又はその家族、地域住民により構成しています。

この計画で定めた事業目標並びに数値目標及び各年度におけるサービスの必要見込量に対する達成状況は、推進協議会に報告し、同協議会の意見等を踏まえ、推進していくものとします。

計画の推進にあたっては、国や東京都の制度を最大限活用することにより効率的な事業運営を目指します。また、障害者福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

本計画の見直しに際しては、推進協議会からの意見を踏まえ取り組みます。また、検討組織を設け障害者や家族、障害者団体など広く区民の意見を反映した取り組みとします。

さらに、台東区地域自立支援協議会から出される意見や地域の課題等についても、推進協議会に報告し、意見を反映した取り組みとします。

平成20年12月に社会保障審議会障害者部会から「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」の報告書が公表されました。報告書では、ケアマネジメントの在り方や障害者の範囲等について、「必要な見直しを行うべきである」としています。

このような状況を踏まえ、同報告書に対する国の動向等による必要な対応を行い、本計画を推進するものとします。